



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 柳田 隆仁  
(コード：7612)  
問合せ先 総務部長 尾崎 孝  
(TEL. 03 - 3568 - 5020)

コンテンツ事業の一取引の契約上の地位の譲受及び  
営業外収益の計上についてのお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 28 年 5 月 31 日を以って、株式会社ブロス・ジャパン（東京都渋谷区、代表者：西畑 幸雄、以下「ブロス社」といいます。）より、コンテンツ事業の一取引の契約上の地位（以下、「契約上の地位」といいます。）を譲受することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 契約上の地位譲受の理由

平成 28 年 4 月 26 日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で開示しました通り、当社のコンテンツ事業はパチンコ・パチスロ遊技機における、タレント・アーティスト・アニメ等を使ったキャラクタービジネスの一環として様々な商品の企画・製造・販売及び著作権管理や契約仲介業務及びアミューズメント複合施設等の活用に関するコンサルティング業務等ですが、現在（平成 28 年 3 月期末）においては、商品企画・製造・販売及び著作権管理や契約仲介業務は案件がなく行えていない状況にあります。ブロス社の所有するコンテンツ事業は、ライセンサーである大手音楽事務所等から許諾されたものであり、ブロス社はライセンサーである各遊技機メーカーの行う事業に対する理解も深く遊技機から派生する商品企画・開発・商品プロモーション等も行っており、契約上の地位を譲り受けることにより、売上・利益の増大に繋がると考えています。

2. 契約上の地位譲受の概要

(1) 譲受契約上の地位の内容

平成 28 年 4 月 26 日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の 6 ページでも開示いたしました通り、譲り受ける契約上の地位の内容の概要は以下の通りです。

ブロス社はコンテンツエージェントとして、多くの実績を有しております。今回の譲渡対象物は IP（タレント・アーティスト・アニメなどを使用したキャラクターの名称等、音楽・映像等をいい、以下「IP」という。）の使用許諾の権利を有する大手音楽関連事業者（以下「X社」という。）が、パチンコ・パチスロ遊技機製造メーカー（以下「Y社」という。）の商品化に使用される、IPの使用権に関する交渉・対価の請求・受領・支払等の代理業務及びこれに付随するプロモーション活動等を実施する事業の契約上の地位となります。

契約期間は2014年7月から5年間で、複数のアーティストの使用が可能で、対価は販売数量によって変動するものとなっております。

本契約は2014年7月に締結され現在までは約2年が経過しておりますが、ブロス社は2015年12月20日にこの契約上の地位を取得しているため、この間にブロス社が得た収益はありません。これは、遊技機製造メーカーがIPの使用許諾を受け、当該IPを用いた遊技機の販売開始に至るまでの開発工程に通常2～3年かかり、今回譲り受ける契約上の地位においては、当該IPを用いた遊技機がY社によって実際に販売された以降にY社から対価を受領できることとなっているためです。

なお、2016年9月に予定している販売開始後、各社からのヒアリングに基づき2017年3月期に約4.5万台、2018年3月期は後継機の開発のため0台、2019年3月期は約2.5万台と、2019年3月期までに合計約7万台の販売を見込んでおりますが、当該約7万台についてはY社と契約等で合意しているものではありません。

また当社とX社及びY社には資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者取引は該当ありません。

(X社、Y社との守秘義務があるためX社の社名、Y社の社名・アーティスト名、X社、Y社の各社への販売単価については、開示を控えさせていただきます。)

また当社は本契約上の地位の譲渡日である平成28年5月31日以前の本契約上の地位から発生する一切の債権債務について負担しません。

## (2) 譲受契約上の地位の経営成績

契約上の地位を譲り受けることにより得ることができる税引前当期純利益を、2019年3月期までの合計約7万台の販売見通しに基づいて2017年3月期は698百万円、2018年3月期は△5百万円、2019年3月期は373百万円と見込んでおります。また2014年7月から現在に至るまでの間の獲得利益はございません。

## (3) 譲受価額及び決済方法

平成28年4月26日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で開示しました通り、契約上の地位譲渡の対価を5億円として、当社が既にブロス社へ支払い済の(※)3億円を譲渡対価の一部として充当した上で、決済資金として2億円を支払うことで合意致しました。

(※) 当社は、平成 20 年 10 月、プロス社との間で、別のコンテンツの商品化権の取得に関する業務委託契約に基づく保証金として 2 億円、同コンテンツの商品化権の取得に関する前渡金として 1 億円を支払っております。保証金・前渡金の具体的内容は次の通りです。

保証金とは、株式会社 BMB が行う着メロ工房事業（平成 23 年 3 月末サービス終了。以下、当該事業という。※1）の各種イベントから派生する、新人アーティスト、新人タレント（以下、新人タレントという。）の、著作権、肖像権等のパブリシティー権を利用して商品化（以下、本件商品化権という。）するに足る一切の業務を委託し、当社の代理権をプロス社に付与し、当社が新人タレントの本件商品化権を獲得するために拠出されたものである。

前渡金とは、上記着メロ工房事業の派生商品であるプレイヤーディスク（仮称。以下、PD という。）に収録を希望するアーティストやタレント（以下、芸能人という。）の肖像権等のパブリシティー権を利用した著作権（以下、本版權等という。）を、当社が取得するにたる一切の業務を委託し、当社の代理権をプロス社に付与し、当社が芸能人の本版權等を獲得するために拠出されたものである。

※1 着メロ工房事業とは、通信カラオケの UGA を展開していた株式会社 BMB（平成 22 年 5 月に株式会社エクシングに吸収合併、以下、BMB といいます。）がカラオケボックス内の専用端末で自分の歌っている姿を録画し、携帯電話にダウンロード、動画を DVD に加工等できるサービスで、アーティストやタレント等（以下、芸能人といいますが。）と画面上で一緒に歌っているような動画も録画できるサービスです。

当社は当該事業及び PD 商品化事業（以下、両事業という。）に参入し、両事業で使用する、本件商品化権、本版權等の代理業務で収益をあげることを目的とし、また、その先に遊技機での利用転用を目論んでいたものです。

しかし、着メロ工房を参加者募集窓口の一つとして開催したオーディションの受賞者はメジャーデビューが想定以上に遅れ、権利獲得を見送ることといたしました。また、カラオケボックスへの着メロ工房専用端末導入と同時に、システム上のバグ等が発生し、設置台数や利用状況の低迷から、PD への収録を希望する芸能人の本版權等の取得は難航し、結果当社の目論見通り事業を継続できなかった経緯がございます。プロス社においては、当該事業の代理権を付与したビジネスパートナーであり、当該事業の前述のような状況においても誠実に業務を遂行しておりました。しかしながら、当社といたしましても保証金、前渡金を支出した以上その回収は当然のことという認識のもと回収に関して協議を続けてまいりましたが、当時のプロス社の財務状況では回収は難しく、平成 22 年 3 月頃、回収は困難であるという判断に至りました。

なお、対象となる契約上の地位譲渡の対価については、当初、プロス社より譲渡対価を 600 百万円程度としたいとの意向がありましたが、当社森田氏が独自に収集した情報から保守的にはじき出した額（概ね 400 百万円程度）を提示して交渉を開始しました。その後の協議の結果、2016 年 3 月中旬ごろ 500 百万円の対価とすることで合意しました。また、当社及びプロス社と利害関係のない第三者である専門家（公認会計士 五十島滋夫）によ

る価値算定書を手に入っており（算定方法はDCF法、算定結果は420百万円～733百万円の範囲内と算定されました）適正な対価だと認識しております。

### 3. 相手先の概要

(1)	名 称	株式会社プロス・ジャパン	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区渋谷 4-3-27	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 西畑 幸雄	
(4)	事 業 内 容	コンテンツ・エンターテインメント事業、環境事業	
(5)	資 本 金	1,000 万円	
(6)	設 立 年 月 日	平成 20 年 6 月 27 日	
(7)	純 資 産	5,746 千円（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
(8)	総 資 産	439,981 千円（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
(9)	大株主及び持株比率	西畑 幸雄（100%）	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	平成 20 年 10 月、別のコンテンツの商品化権の取得に関する業務委託契約に基づく保証金として 2 億円、同コンテンツの商品化権の取得に関する前渡金として 1 億円を支払っております。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### 4. 営業外収益の計上

本取引により、平成 29 年 3 月期決算には過去に計上した貸倒引当金 3 億円を戻入れ、3 億円の営業外収益を計上する予定です。

### 5. 日 程

(1)	取 締 役 会 決 議 日	平成 28 年 5 月 31 日
(2)	契 約 締 結 日	平成 28 年 5 月 31 日
(3)	契 約 上 の 地 位 譲 受 期 日	平成 28 年 5 月 31 日

### 6. 今後の見通し

本取引により、当期以降は収益が拡大していくと思われませんが、現在精査中であり、詳細が確定次第改めて開示いたします。

以上